

青森県報

第二千九百五十一号

平成二十年
六月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の施行……………(道路課) ……一

公 告

平成十九年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……一
平成十九年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同上) ……二
建設業者の許可の取消し……………(同上) ……三
右 同……………(同上) ……三

出先機関

道路の位置の指定……………(下北地域) ……四

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同上) ……四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同上) ……五
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同上) ……五
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(同上) ……五

公営企業

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……六
(経営企画室) ……六

正 誤

平成十七年六月十七日定例告示中……………(河川砂防課) ……八

告 示

青森県告示第五百五号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定により次のとおり町村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の日の開始の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一―一六の五から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一―一九の三まで	改築(道路改良)	平成二〇・六・三〇
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七	"	二〇・七・一五

公 告

平成十九年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第三十条の規定により、平成十九年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十年六月二十七日

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ
知事	1,333 (1)	1,117 (1)	170	41	0	14
病院事業管理者	2	0	1	1	0	0
議会	14	11	3	0	0	0
教育委員会	58	43	14	0	0	1
選挙管理委員会	25	8	16	0	0	1
警察本部長	23	9	13	1	0	1
計	1,455 (1)	1,188 (1)	217	43	0	16

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計43件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは40件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)				
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
7 (8)	0 (1)	0 (2)	2 (4)	0	0 (1)
					審理中 5

注 ()内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあった日から青森県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

不服申立てがあった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。

(3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案

審査会からの答申書の配付があった日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

平成十七年度の豊橋市個人情報保護条例の運用状況の公表

豊橋市個人情報保護条例(平成十七年十一月三日豊橋市条例第六十七号)第六十七条の運用状況(平成十七年度の回条例の運用状況)及び公表状況

平成二十六年六月二十七日

1 実施機関における個人情報取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ
知事	28	22	4	0	0	1
教育委員会	9	7	0	0	0	2
人事委員会	1	1	0	0	0	0
警察本部長	4	0	4	0	1	0
計	42	30	8	0	1	3

注 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	183
教育委員会	10,980
人事委員会	78
警察本部長	310
計	11,551

- (2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況
訂正請求は、なかった。
- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況
利用停止請求は、なかった。
- (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)					
		認容	一認	棄却	却下	取下げ	審理中
開示決定等に係るもの	1	0	0	0	0	1	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
苦情の申出は、なかった。
- 2 事業者が行う個人情報取扱に係る事項
 - (1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
49	49	0

- (2) 事業者に対する勧告の件数
事業者に対する勧告は、なかった。
- (3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。
- (4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社沖澤工務所
- 二 代表者の氏名 沖澤 宏二
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町一丁目二の二一八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二二〇号
- 五 取消年月日 平成二十年六月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社沖澤工務所
- 二 代表者の氏名 沖澤 宏一
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町二丁目二の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第二二号
- 五 取消年月日 平成二十年六月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月二十七日

下北地域県民局長 原 口 健 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
むつ市金曲二丁目二四の四及び一六五の三	九四・八八メートル	六・一〇メートル	平成 二〇・六・二

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年六月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	届出 年月日
民主党青森県弘 前支部	山内 崇	佐藤 孝治	弘前市大字萱町三九の一	平成 二〇・五・一五

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
自由民主党南部 町支部	主たる事務所 の所在地	三戸郡南部町大字 沖田面字上村一四	三戸郡南部町大字 玉掛字下村中一六	平成 二〇・五・三
代表者	馬場 又彦	佐々木 幹夫		

自由民主党青森 県石油販売業支 部		代 表 者	福 士 悟	会 計 責 任 者	大 坂 功	平 野 正 彦	横 内 亮	二〇・五・二六
-------------------------	--	-------	-------	-----------	-------	---------	-------	---------

政党以外の政治団体

政治団体の 名 称	異動事項	新	旧	届 出 年月日
青森県石油政治 連盟	代 表 者 福 士 悟	弘前市大字東城北 二の五の五一	弘前市大字新鍛冶 町二三	平成 二〇・五・二
松相会	主たる事務 所の所在地	弘前市大字宮園五 の三四の七	弘前市大字品川町 三六の二	二〇・五・二
	代 表 者 横 内 亮			
	会 計 責 任 者 大 坂 功			二〇・五・二六
				平野 正彦

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、
次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年六月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
館岡一郎後援会	平成二〇・四・三〇	平成二〇・五・二
福永忠雄後援会	一九二・一・一〇	二〇・五・九
松橋武史後援会	二〇・五・二	二〇・五・二

成田文雄を応援する会	一・九・二・三	二〇・五・二六
青森政経懇話会	二〇・五・二七	二〇・五・二七

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資
金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定によ
り告示する。

平成二十年六月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年月日
川村 智 (青森市議会議 員)	青森政経懇話会	川 村 智	青森市大字油川字船岡 四五の一	平成 二〇・五・二七

青森県選挙管理委員会告示第四十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四号（病院の長、老人ホー
ムの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病
院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正
する。

平成二十年六月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

藤崎町国民健康保険藤崎病院	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一
ときわ会病院	藤崎町大字神字亀田二の一

を

公 営 企 業

結の郷	南郷区大字中野字留長根二	を
結の郷	南郷区大字中野字留長根三	を
メゾン花月	大字高杉字五反田二三一	を
メゾン花月	大字高杉字五反田三三一	を
メゾン花月	大字高杉字五反田三三一	を
こはる	大字四ツ石字里見七六の一	を
あもり泰成苑	大字野木字山口一五の一	を
ゆうゆう荘	浪岡大字樽沢字村元三三〇の七	を
ゆうゆう荘	浪岡大字樽沢字村元三三〇の七	を
ときわ会病院	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一	を

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年六月二十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「設け、勤務時間を割り振られた日」の下に「引き続き」を加える。

第十九条第一項第一号中「（再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、「二十日に一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない再任用短時間勤務職員にあつては、百六十時間に一週間当たりの勤務時間を四十時間で除した数を乗じて得た時間数を、一日当たりの勤務時間を一日として日に換算して得た」を「次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる」に、「日数（」を「日数」に改め、同号に次のように加える。

ア 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

イ 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百六十時間に第二条第二項又は第四項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの勤務時間を一日として日に換算して得た日数

第十九条第一項第二号中「掲げる日数」の下に「（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）」を加え、同項第三号中「二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が二十日を超える場合にあつては、二十日）を加

えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数(当該)を、「次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数(その)」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該年の初日に職員となった場合、二十日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合、この号のイの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

第十九条第二項中「二十日」の下に、「(前項第一号ア又はイに掲げる職員にあっては、同号の規定による日数)を超えない範囲内の残日数」を加え、同条第三項中「任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加え、同条第四項中「第一項に規定する一週間」ことの勤務日の日数又は勤務日ことの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の一項を加える。
5 一時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間

二 第二十六条の二第一号から第三号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 第二十六条の二第一号 四時間

イ 第二十六条の二第二号 五時間

ウ 第二十六条の二第三号 八時間

三 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員を除く。) 勤務日ことの勤務時間の時間数(一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

四 不斉一型短時間勤務職員 一日当たりの勤務時間

第二十一条第二項中「第十四号及び第二十一号」を「から第十五号までの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した第一項第十三号から第十五号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 八時間

二 斉一型短時間勤務職員 勤務日ことの勤務時間の時間数(八時間を超える場合

にあつては、八時間とし、一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間) 間)

三 不斉一型短時間勤務職員 八時間

第二十六条に次の一項を加える。

5 非常勤職員等の育児又は介護を行うための早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求等については、職員の例による。

第三十八条第一号中「、第七条から第十五条まで、第十八条から第二十五条まで」を削り、「第四十二条」を「第四十条」に改め、同条第二号中「、第七条から第十五条まで、第十八条から第二十五条まで」を削り、「第四十二条第五項及び第六項」を「第四十二条第六項及び第七項」に、「第六十三条及び」を「第六十三条並び」に改める。

別表第三中「知事」を「管理者」に改める。
別表第五中

職員の勤務時間、休日及び休暇
(平成七年七月青森県人事委員会規則一三八)の適用を受ける
職員の例による。

職員の勤務時間、休日及び休暇
(平成七年七月青森県人事委員会規則一三八)の適用を受ける
職員の例による。

職員が結婚する場合に与えられる休暇

職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。

を

職員が結婚する場合に与えられる休暇

職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。

に、

当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数(勤務時間が正職員の例によらない職員にあっては、四時間に当該職員の一週間当たりの勤務時間(当該勤務時間に一時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を四

一日、半日又は一日(勤務時間が正職員の例によらない職員にあって

を

平成十七年 第二四九一号	発行年月日 発行番号
告示	区 分
第五二三号	番 号
四	ページ
下	段
表 中	行
左岸 上北郡東北町字家ノ前二番地一ノ渡橋下 右岸 上北郡野辺地町字湯沢一番地二地先の一ノ渡橋下	誤
左岸 上北郡東北町字家ノ前二番地一三番地一ノ渡橋下 右岸 上北郡東北町字湯沢二番地二地先の一ノ渡橋下	正

正
誤

河 川 砂 防 課

当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端数は、切り捨てる。） 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。	一日、半日又は一日又は一時間
十時間で除して得た数を乗じて得た時間数に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た時間数（一日又は一時間未満の端数は、切り捨てる。） 職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。	一日、半日又は一時間

に、

第十七条の規定を準用する。

を

職員の勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける職員の例による。

に改め、同表の備考第一項中「（以下）子の

看護休暇」という。「」を削り、同表の備考第四項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭